

山梨県公報

号外第十号

平成三十年

三月二十六日

月 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程……………一
- 公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程……………一
- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 県議会の職員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………二
- 政治団体の名称等の届出……………二
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………五

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

山梨県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

山梨県選挙管理委員会規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十六条に次のただし書を加える。

ただし、天災地変等により県公報に登録して公表し、若しくは告示することができる場合、又は急を要するときは、県庁前の掲示板及び公衆の見やすい場所に掲示し、これに代えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会規程第二号

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

公職選挙法等施行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等施行規程(昭和四十四年山梨県選挙管理委員会規程第三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条の見出し中「知事の選挙」を「山梨県議会議員の選挙等」に改め、同条中「県知事」を「山梨県議会議員及び山梨県知事」に改める。

第四十七条第一項中「第一項」の下に「又は山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例(平成三十年山梨県条例第二号。以下「選挙公報条例」という。

第三條(掲載文の申請)第一項を加え、「この章」を「この章」に改める。

第五十条第二項中「第一項」の下に「又は選挙公報条例第三条(掲載文の申請)第一項」を加える。

第五十三条中「(掲載順序のくじ)」の下に「又は選挙公報条例第四条第二項(掲載順序のくじ)」を加える。

第五十八条中「第二項」の下に「又は選挙公報条例第五条(選挙公報の配布)第二項」を加える。

第二十三号様式中「第168条第1項」の下に「(山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条第1項)」を加える。

第二十五号様式の二中「第170条第2項」の下に「(山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条第2項)」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

一四、〇一九

山梨県選挙管理委員会告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 久

一八三、四八四

山梨県選挙管理委員会告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 久

選挙区名	三分の一の数
西八代郡	四、六〇八
南巨摩郡	一〇、八一四
中巨摩郡	五、一五三
南都留郡	一二、八三七
甲府市	五二、三八九
富士吉田市	一三、九二八
都留市・西桂町	九、八九六

山梨市	一〇、〇三三
大月市	七、三六九
韮崎市	八、四一六
南アルプス市	一九、七三二
北杜市	一三、七三〇
甲斐市	二〇、四九一
笛吹市	一九、四九三
上野原市・北都留郡	七、三二八
甲州市	九、二〇五
中央市	八、二一九

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりであった。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 久

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

富士川町の明日を拓く会	志村 暢三	齊藤 金弥	南巨摩郡富士川町長澤一〇六	平成三十年三月八日	平成三十年三月九日
みのる会	深澤 孝	大塩 益貴	南巨摩郡富士川町春米一六〇三	平成三十年三月一日	平成三十年三月五日
清水和弘を支援する会和み会	池戸 重勝	下田 蘇代彦	甲斐市篠原五五一	平成三十年二月二十日	平成三十年二月二十一日
名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

山梨県税理士政治連盟	深沢 邦秀			平成二十九年六月十六日	平成三十年二月十六日	
正男勝手に応援団	末木 徳夫	羽田 浩		平成三十年二月二十一日	平成三十年二月二十一日	
永新会		三浦 珠枝	甲府市北新一一八―八	平成二十九年五月一日	平成三十年二月二十八日	
学友倶楽部			甲府市丸の内三一四―一〇	平成二十九年五月一日	平成三十年二月二十八日	
長谷部集を支援する集思会	保坂 眞治		甲府市丸の内三一四―一〇東邦ビル2階	平成三十年二月二十一日	平成三十年二月二十八日	
山梨県自動車整備政治連盟	天野 正秀	石原 美千老		平成二十九年五月二十七日	平成三十年二月二十八日	
民進党山梨県総支部連合会	望月 利樹	斉木 重夫		平成三十年三月四日	平成三十年三月五日	
民進党山梨県第2区総支部	古屋 雅夫			平成三十年三月五日	平成三十年三月六日	
区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日

旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
自由民主党中道支部		渡辺幸寿を励ます会		山久会		電機連合山梨政治活動委員会	
田中良彦	井田慶喜	渡辺治	井田慶喜	河野裕	花形憲昭		
甲府市右左口町三五〇	甲府市下向山町一九二五	富士吉田市新倉二二六	富士吉田市新町二一七―二五	南都留郡鳴沢村三四八二―一	南都留郡鳴沢村三四八〇―一		
平成三十年二月二十日	平成三十年二月二十日	平成三十年十一月六日	平成三十年九月九日	平成三十年三月九日	平成三十年三月九日		
平成三十年三月十二日	平成三十年三月九日	平成三十年三月九日	平成三十年三月九日	平成三十年三月九日	平成三十年三月九日		

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届(国会議員関係政治団体の区分)

旧	新	旧	新	区分	名称	国会議員関係政治団体の区分	公職の種類	公職の候補者の氏名及び公職の種類	異動年月日	届出年月日
長崎幸太郎後援会(幸太郎クラブ)		長崎幸太郎後援会(幸太郎クラブ)		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体			平成二十九年十二月三十一日	平成三十年二月二十二日
民進党山梨県第2区総支部		民進党山梨県第2区総支部		国会議員関係政治団体以外の政治団体	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体			平成三十年三月五日	平成三十年三月六日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
市川あつこ後援会	市川久	市川一光	南巨摩郡富士川町大柵三三三	平成二十九年十二月三十一日	平成三十年二月十四日
小山信夫後援会	小山清	藤沼進	上野原市上野原一九八一―一	平成三十年二月二十日	平成三十年二月二十日
庄司寛後援会	小島雄一	古田智博	都留市四日市場二五六	平成三十年二月二十日	平成三十年二月二十日
幸福実現党山梨第一選挙区支部	西脇愛	西脇愛	斐崎市下祖母石二〇八五―三丹野朝雄様方	平成二十九年十二月三十一日	平成三十年二月二十六日

文の会	若林 宏	望月桂太郎	南巨摩郡身延町下田原一七八七	平成二十九年十二月十日	平成三十年三月二日
山本けさお後援会	浅川 宏雄	山本 一男	甲斐市西八幡三三二五	平成三十年二月二十八日	平成三十年三月五日

政治資金規正法第十九条第三項第三号による届出 資金管理団体異動届

区分	氏 名		公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地		代表者氏名	異動年月日	届出年月日
	新	旧							
	新	渡 辺 久 男	村長	山久会	南都留郡鳴沢村三四八〇一			平成三十年三月九日	平成三十年三月九日
	旧		村議会議員		南都留郡鳴沢村三四八二一				

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による収支に関する報告書について、民進党山梨県参議院選挙区第2総支部及びゆかネット山梨から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成二十九年十一月三十日山梨県選挙管理委員会告示第六十一号）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十年三月二十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 孝

民進党山梨県参議院選挙区第2総支部のうち「25,221,264」を「25,221,284」に、「6,596,554」を「6,596,574」に、「2,630,440」を「2,630,460」に改め、ゆかネット山梨のうち「6,767,544」を「6,767,274」に、「6,258,346」を「6,258,076」に、「5,725,442」を「5,725,172」に改め。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番